　　　　　　　　　　会則

第１条　本会は、　　　　　　　　　　と称する。

第２条　本会会員は、原則として　　　　　　町内に居住する60歳以上の者とする。但し、60歳未満の会員の加入を妨げないものとする。

第３条　本会の事務所は、　　　　　　　　に置く。

第４条　本会は、会員相互の親睦を図るとともに、健全にして豊かな生きがいのある老後の生活の構築を図ることを目的とする。

第５条　本会は、前条の目的を達成するため、次の行事等を行う。

①社会奉仕活動事業

②教養講座開催等事業

③健康増進事業

④レクリエーション

⑤その他必要な活動

第６条　本会に役員として会長１名、副会長　名、女性部長１名、会計　名及び監事　名を置く。また必要に応じて委員を設けることができる。

２　監事は、会計を監査する。

第７条　本会の役員は、すべて会員の互選とし、任期は　年とする。但し、再任は妨げない。

２　補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第８条　会長は、会を代表し会務を統括する。

２　副会長及び女性部長は、会長を補佐し会長に事故のあるときは副会長がその職務を代行する。

３　会計は、本会の経理を担当する。

第９条　総会は会長が招集する。定期総会は、年度当初に開催し臨時総会は必要に応じて開催する。

２　総会は、役員の過半数以上の出席（委任状を含む）で成立する。

３　総会に付議する事項は次のとおりとする。

①事業計画案、予算案等の審議承認　②決算の承認　③会務報告

④役員の選任　⑤会則の改正　⑥その他重要事項

第10条　本会の経費は、会費、補助金、助成金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

２　会費は1人月額　　　　円とする。（または1人年額　　　　円とする。）

３　会費は　　　　　名義で預金し、会計が保管する。

第11条　本会に次の帳簿等を備える。

①会則　②会員及び役員名簿　③年間活動記録　④金銭出納簿

⑤予算及び決算書類　⑥証拠書類綴　⑦諸文書綴　⑧保険関係綴

⑨その他必要な書類

２　会計簿及び証拠書類は、年度終了後５年間保存しなければならない。

第12条　本会の会計年度は、毎年４月１日から翌年の３月31日までとする。

第13条　本会の会員が病気等で入院し、　　　日以上になった場合は、見舞金　　　円を支給する。

２　会員が死亡した場合は、弔慰金　　　　円を贈る。

第14条　本会の役員手当は次のとおりとする。

①会長　　　　円　②副会長　　　　円　③会計　　　　円

④女性部長　　　　円　⑤　　　　　　　円

附則　この会則は令和　　年　　月　　日から施行する。